

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2564号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



玄界灘と棚田(「日本の棚田百選」佐賀県玄海町)

地方六団体が設置した「新地方分権構想検討委員会」は、去る五月八日に地方財政自立のための七つの提言をまとめ、「分権型社会のビジョン(中間報告)」を出した(筆者も委員として参加)。その中で地方交付税への批判に対する地方側の主張を盛り込んでいる。地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国各地で生活しても享受できるようにするためのものであり、国税という形で徴収されているものの一部となつているが、本来地方の固有財源であり、また、自治体全体で共有している財源である。従つて、地方交付税が、自治体の「連帯」と「自立」の精神に基づくセーフティネットであることを制度上明確化させる必要

閑話休題

地方交付税を「地方共有税」へ

東京大学名誉教授 大森 彌

という表現になじまず、地方でその財源を必要に応じて調整し、融通し合うことから、「出口」では「地方共有税調整金」とすべきであるとした。いうまでもなく、これは単なる名称の変更ではない。この「地方共有税調整金」の額の調整及び決定につ

がある。そのため国(上)から地方(下)に「交付する恩恵的に与える」ものではないことを明らかにするため名称を「地方共有税」に変更し、さらに国民から国の財布への入口、または税であるが、国の財布から地方の財布への「出口」では「税」と

いて、地方が参画のうえ責任をもつて行える仕組みを検討すべきである。今後、税源移譲による地方税の充実に伴い、地域間の税源の偏在のため自治体間の財政力格差の拡大が避けられないことから、これを是正するため地方共有税の財源調整機能はますます重要となつてく

彌

る。しかも、特に農山漁村が都市部にはない水源かん養機能、森林の二酸化炭素吸収機能、酸素供給機能、食糧生産機能、さらには景観保全機能や都市住民の憩いと安らぎの場としての機能を有していること等を考慮しなければならぬはずである。分権改革の中で農山漁村と都市の共生を財源調整制度でしっかりと裏打ちすべき時である。それなしの第二期

も く じ	活 動	「地方分権の推進に関する意見書」を提出 = 地方六団体(2)
	政 策	「人口減少自治体の活性化に関する研究会」報告書 総務省過疎対策室 課長補佐 志田 文毅.....(7)
	情 報	新任都道府県町村会長の略歴(宮城県).....(9)
	政 策	「社会保障の在り方に関する懇談会」が報告書まとめる(10)
	情 報	町村Navi(12)
	随 想	平家ロマンの里椎葉.....宮崎県椎葉村長 椎葉 晃充.....(14)
	情 報	政策レーダー.....(15)
	情 報	
	情 報	
	情 報	
	情 報	
	情 報	
	情 報	

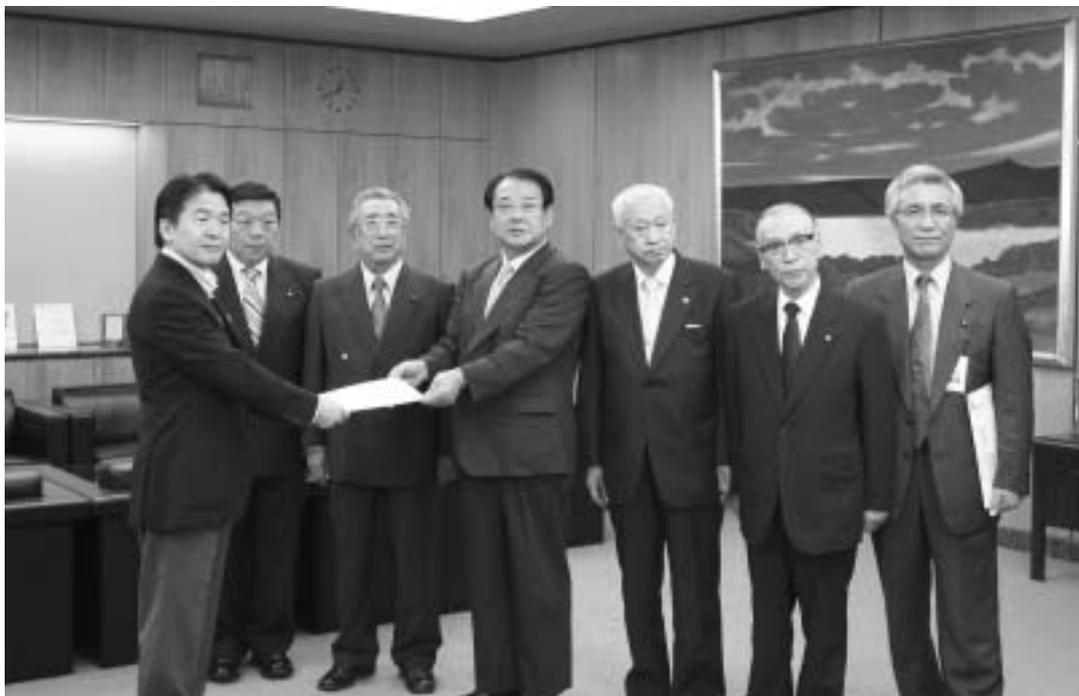
写真キャプション

玄界灘の荒波と対馬暖流が、リアス式の海岸に豊かな恵みをもたらす佐賀県玄海町。
「日本の棚田百選」に連なる浜野浦の棚田に西海の夕闇が迫る。茜色の日を受けて、田圃と畦のコントラストが妖艶に輝く。

地方六団体

「地方分権の推進に関する意見書」を提出

分権推進を求め意見提出権を行使



竹中総務大臣（左）に意見書を提出する地方六団体代表。
右から二人目が青木全国町村会副会長（東京都日の出町長）。

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）など地方六団体は、6月7日、地方財政自立のための7つの提言を内容とする「地方分権の推進に関する意見書」をまとめ、地方自治法の規定（263条の3）に基づき意見提出権を行使、内閣（総務大臣経由）に申し出、国会に提出した。

今回の意見提出は、平成6年9月以来12年ぶり、2度目となるもの。18年度までの「三位一体の改革」で3兆円の税源移譲は実現したものの、地方の自由度という意味では不十分なままであることから、地方六団体として地方財政自立のための7つの提言を緊急にとりまとめた。

内容は、「新地方分権推進法」の制定、「地方行財政会議」の設置、地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増、地方交付税から「地方共有税」への変更、国庫補助負担金の総件数の半減、国・地方の関係の総点検、財政再建団体基準の明確化、首长・議会責任の強化など。

地方六団体の代表はこれらの提言を、竹中平蔵総務大臣、河野洋平衆議院議長、扇千景参議院議長に提出した。本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）、青木國太郎副会長（東京都日の出町長）が参加した。

また、同日夕刻には政府の経済財政諮問会議にも出席、麻生渡全国知事会会長（福岡県知事）が、政府、国会に対し意見書を提出したことを報告、7つの提言に沿った分権改革の実現を求めた。

本会の山本会長は、「地方交付税の議論で一番揺れ動いているのは町村だ」と述べ、「心配のない対策がとられることを最初にお願いしたい」と訴えた。

また、少子化対策について、「町村ほど深刻なところはなく、出生祝い金等を支出せざるを得ない状況であり、極力コストを節約しながら努力している」と述べた。そして、「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点である」と述べ町村に対する理解と配慮を求めた。

活 動



河野衆議院議長に意見書を提出する地方六団体代表。
左端が山本全国町村会長（福岡県添田町長）。



扇参議院議長に意見書を提出する地方六団体代表。
左から二人目が青木全国町村会副会長（東京都日の出町長）。

地方分権の推進に関する意見書

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』

～地方財政自立のための7つの提言～

はじめに

『未完の改革』をもう一度動かすために

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年（1993年）以来、平成7年（1995年）に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年（2002年）からの「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。

これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。しかし、権限と組織を頑なに守

りができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。

本意見の位置づけ

本意見は、地方六団体で設置した「新地方分権構想検討委員会」から、去る5月11日提出を受けた「分権型社会のビジョン（中間報告）」の提言を踏まえ、税財政改革を中心とした7つの提言を緊急に取りまとめ、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方六団体として意見を提出するものである。

なお、法定受託事務、奨励補助金、道路特定財源、特定地域における特例措置に関することなど、これまで地方六団体から国に対して提言等を行ってきたもののうち本意見の中で記述していないものがあるが、これらの提言等については、今後、必要に応じ、改めて意見等としてとりまとめるとを検討するものである。

本意見は、「第一次分権改革」の端緒となった平成6年（1994年）9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権行使するものであり、我々の重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解していただき、真摯な対応をしていただきたい。

各政党や国会議員各位におかれども、先に国会で全会一致で決議されたように、地方分権の実現について断固とした決意をもって、国民、各界・各層に訴えかけていただきたい。

そして、全国津々浦々において、地方分権に関する国民的な関心が高まり、政府内、そして国会において地方分権に関する活発な議論が行われ、本意見に掲げる提言が実現される日が、一日も早く来ることを強く期待したい。

最後に、本意見に掲げる提言が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」へ骨太の方針2006）に反映されることはもとより、その実現に向けて内閣及び国会が動き出すことをあらためて強く求める。

1、分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言1】
「新地方分権推進法」の制定

～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言2】
「地方行政会議」の設置
～「国と地方の協議の場」の法定化

1、第一期改革を踏まえ、平成19年度（2007年度）以降の第二

活 動

期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「(仮)新地方分権推進法」を制定する。

2、「(仮)新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「(仮)地方行財政会議」の設置等を定める。

(1)「(仮)地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

(2)「(仮)地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

国と地方の役割分担のあり方
国による関与・義務づけのあり方

地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方

地方税財政制度のあり方

地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等
3、「(仮)地方行財政会議」が法

律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

4、「(仮)新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

2、分権改革の税財政面での具体的方策

【提言3】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。

2、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税(地方交付税)に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。

(1) 消費税と地方消費税の割合を4・・・1から2.5・・・2.5にする。

(2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せする。

3、地方税は地域偏在性が比較的小さい税目構成とし、地方共有税(地方交付税)の原資は地域偏在性

の比較的大きな税目構成となるようにする。

4、これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5・・・5とする。

【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1、地方交付税が、国から恩恵的に与えられるのではなく、「自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである」との考え方に基づく、「セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。

(1) 名称を以下のとおり変更する。

国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」

国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」

(2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。

(3) 現在の財源不足(H18年度8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

(6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。

(7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。

【提言5】

税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)して約200とし、地方の改革案を実現

1、分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国

活 動

庫補助負担金等に関する改革案」を著実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。

2、国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもつて負担すべき分野を除き、原則として廃止（一般財源化）する。

当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）する。3、国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるためには、補助負担率を引き下げることではなく、国庫補助負担金そのものを廃止（一般財源化）する。4、国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。5、国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言6】
国と地方の関係の総点検による財政再建

1、国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。

- (1) 国と地方の役割分担の明確化
- (2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小
- (3) 国と地方の二重行政の解消
- (4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小

(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)

(5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止
2、自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。
3、行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要な公共サービスを提供することができよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言7】
財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

1、住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、

- (1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。
 - (2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。
- 外郭団体の情報公開の推進
非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進
定期的な財政状況の公表

- (3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。
- 2、自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、
- (1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。
- (2) 住民負担を求める仕組みを導入する。
- (3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。

但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。

- 3、地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。
- 4、財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

平成18年6月7日

- 地方六団体
- 全国知事会
- 全国都道府県議会連合会
- 全国市長会
- 全国市議会連合会
- 全国町村会
- 全国町村議会連合会

政 策

「人口減少自治体の活性化に関する研究会」報告書

人材誘致・移住政策の必要性を強調

総務省過疎対策室 課長補佐 志田 文毅

本年3月に発足し、検討を続けてきた総務省の「人口減少自治体の活性化に関する研究会」(座長 島田晴雄慶應義塾大学教授)は、このたび報告書を取りまとめた。

日本全体の人口減少が続くことが見込まれる中、町村を中心とする比較的財政力の弱い地方自治体では、今後も大幅な人口減少と財政力の低下が懸念されるなど、厳しい状況が見込まれる。

同研究会においては、こうした地域の活性化を図ることを目的として、今後の団塊の世代の大量退職も視野に入れつつ、人口が過度に集中した大都市部から人口減少自治体への移住や交流の促進を図るなどの施策について、短期間に集中的に議論を深めてきたところである。

報告書のポイントは以下のとおりであるなお、報告書は総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/jinko/index.html)から入手できる。)

1、人口減少の展望とその影響

平成17年の国勢調査(速報値)によれば、我が国は人口減少局面に入り、今後、かなりの道府県において、人口減少にますます拍車がかかる見込み。人口減少は、地方に対し、都市部との経済力格差の一層の拡大、地域社会の活力や集落機能の低下、耕作放棄地の増加や森林の荒廃による自然災害の発生危険度の増大など、大きな影響を与えると考えられるところ。

2、地方自治体経営を取り巻く環境の変化

地方自治体の財政を支えてきた諸制度の動向

国・地方とも厳しい財政状況の下、自治体財政は、これまでと同じような水準で地方交付税や国庫補助金などに依拠することは困難。また、工場誘致についても、補助金や税制上の優遇措置の縮小やグローバル化の進展により、かつてほど期待できない状況。

これからの成熟社会においては、「成長重視」「工場誘致重視」といった従来型の発想ではなく、「生活重視」「人材誘致重視」といった新しい発想に立った自治体経営が必要。

地方分権の更なる推進

地方分権に向けた改革に終わりはなく、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための分権改

革の推進が必要。

資源の賦存状態の格差

今後とも、地方の自由度を高め、地域間の競争を促し、その努力に報いる仕組みにしておく必要があるが、その際、地域間で、人口や産業の集積、社会インフラ、地理的条件などの点で既に資源の賦存状態に格差があることに十分留意することが必要。

3、人口減少自治体への人材誘致・移住政策の必要性と意義

人材誘致・移住政策の必要性 地方の活性化

これからの人口減少社会において、地方は、危機意識を持って、産業振興や地域間交流、魅力ある地域づくりなどさまざまな活性化策に取り組んでいくことが必要。

とりわけ、団塊の世代の大量退職を目前に控え、地方回帰への気運が高まりつつある中において、Uイターンなどにより人材を地方に誘致し、移住や交流を促進することは、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図っていく上で時宜を得た効果的な方策。

なお、今後この人材誘致・移住政策を進めていくに当たっては、以下の点に留意すべき。

- i) 本政策の認知度を高め、全国的に展開していくことが必要。
ii) 「行政の事業や取組で完結す

る」という従来型の発想を改め、「ビジネスとして成り立つようしていく」という発想に転換することが必要。

iii) 地方は、自然環境、景観、文化などの面において、都市部では得難い多様な地域資源に恵まれているということに自覚することが必要。

人材誘致・移住政策の意義

国民の多様な生き方や再チャレンジを可能とする社会の実現「価値観」や「質」が重視される社会に移行しつつある中、自然資源や環境に恵まれた地方は、健康的で人間らしい生活や真の豊かさ志向する人々や新たな可能性を求め人々にとってはいわば「ニューフロンティア(新天地)」であり、「健康な生活」「人間性の回復」「自己実現や社会還元」「子どもたちの生きる力を育む」などと、多様な生き方を可能とする場を提供。

また、地方へのUIターンは、団塊の世代やニート・フリーター等の若者などに対して、再チャレンジのための格好の機会を提供。都市と地方の共生による国土づくり

地方は、水やエネルギーの供給、防災などの国土保全機能、地球温暖化防止機能など、多面的な価値を保有。地方への移住・交流

の推進は、都市と地方のそれぞれの持ち味を生かした共生による重層的な国土づくりに寄与。団塊の世代の大量退職への対応(いわゆる2007年問題)

地方において移住や交流のための受け皿を整備することは、間に迫った団塊の世代の大量退職に対応するものであり、有為な人材の獲得は、地域の活性化に寄与。

4、人口減少自治体への人材誘致・移住政策のあり方

情報発信の充実・強化

地方への移住・交流を全国的な運動としていくため、さまざまな機会を捉え、多様な媒体を活用しつつ、継続的に情報を発信し続けることが重要。

また、情報発信に当たっては、移住・交流を行おうとする者の目線に立って、地方暮らしに必要な生活費や、医療・交通など身の回りの生活関連情報などを具体的に分かりやすい形で提供。さらに、多数の地方自治体に参加し、自治体担当者や移住体験者の生の声を聞くことのできる相談会(フェア)を開催。

人材誘致・移住促進のビジネスモデルの構築

今後、地方への人材誘致・移住政策を受入側の地域全体に広がりを持たせるような形で進めていく

ためには、民主導のビジネスモデルを構築することが必要。

新たなビジネスモデルは、以下の三者がうまく組み合わせるよう構築。

ア) 受入側(住宅、就農、観光など多様なサービスを提供できる体制を整備)

イ) 都市住民側(会員制度などによる組織化)

ウ) 両者の橋渡し役(両者をワンストップでつなぐ相談窓口(移住コンシェルジュ)を地域ごとに設置)

なお、ビジネスモデルの構築に向けた実証実験事業への支援措置を講ずべき。

既存の住宅ストックの活用

移住者の受入れに当たっては、670万戸程度の空き家が存在する現状を踏まえ、できる限り、既存の住宅ストックを活用するとともに、空き家の活用に当たっては、それぞれの地域の特性に合った多様な取組を推進するよう、支援措置の充実や規制緩和を行うべき。

住みやすいまちづくりの推進

移住者の受入れを推進するためには、医療・福祉や交通通信など生活環境面で必要な社会インフラを重点的に整備し、住み心地のよいまちづくりの推進に努めることが必要。

人材誘致・再チャレンジの支援

各地方自治体における能力開発等の取組を支援するとともに、起業ノウハウを有する人材等を派遣するなど、再チャレンジのための新たな支援措置を講ずることが必要。

規制緩和

構造改革特区の導入などにより既に行われた規制緩和については、積極的にその有効活用を図るとともに、依然として人材誘致や移住促進の阻害要因になっている規制については、その廃止や緩和等の見直しを行うことが必要。

地方消費税の拡充

地方自治体の人材誘致・移住促進への取組をさらに積極的なものとするためには、地域の努力が税収の増加に直接的に結びつくような税制の仕組みも重要。

とりわけ地方消費税は、人の往来や居住には必ず消費が伴うことに加えて、消費を行った地域と税収が帰属する地域との一致を図る仕組みを採っていることから、交流の拡大や人口増加の取組に成功した地域においては、税収増の効果が直接的に発現するもの。

しかし、現行の地方消費税は消費の1%にすぎないため、今後消費税制を見直すに当たっては、地方消費税の拡充を図るべき。

全国的な推進体制の整備

情 報

人材誘致・移住促進の取組は、地方自治体が連携して取り組んだほうがより効果的・効率的であることから、意欲的な地方自治体が連携し、関係する企業、民間団体等をも交えた全国的な推進体制を早期に立ち上げ、更なる機運醸成に取り組むべき。

人材誘致・移住促進のための社会環境整備に向けた検討課題
移住希望者等の負担を軽減する

新任都道府県町村会長の略歴

宮城県町村会では平成18年4月21日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(4月21日就任)

宮城県町村会長
宮城郡松島町長

うちだ うちだ
てつお 鉄夫

昭和23年8月5日生



【住所】宮城郡松島町高城字町122番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和62年松島町商工会理事 平成2年松島町まちづくり懇談会会長 8年松

仕組み(例えば、鉄道、航空、高速道路などにおける移動コストの低減化や長期休暇制度の導入など)の実現に向けて、企業や国民の理解や協力が得られるよう、国民運動として粘り強く取り組んでいくことが必要。

【問い合わせ】
総務省自治行政局過疎対策室
電話 03・5253・5536

島町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】平成15年宮城黒川地方町村会会長 17年宮城県町村会副会長

【主な業績】アート・フル松島全国絵画展継続実施 町制施行70周年記念式典施行 人口島、磯島、供用開始 冬のとつておきキャンペーン 継続実施 ウォーキングトレイル事業開始 狹隘道路整備事業完了 保健福祉センター「どんぐり」完成 特別養護老人ホーム「松島長松苑」完成 知的障害者通所授産施設「福祉工房 松の実」完成 「元気で宮城キャンペーン」実施 瑞巖寺灯道継続実施 観覧亭お月見の会継続実施 松島力キまつり継続実施 役場本庁舎耐震補強工事施行 寺町道路整備事業完了 温水プール建設工事着手 防災無線整備事業着手 小学生からの防災授業の採用
【趣味】読書、温泉めぐり
【家族】妻

「中山間地域フォーラム」設立
総会および研究会の案内

日本のふるさとであり、原風景でもある中山間地域を支援するため、市町村長、学識経験者等様々な分野から集まった産学官の有志が発起人となり、このたび「中山間地域フォーラム」が設立されることになりました。

3、日程

14:00 発起人会
15:00 設立総会・記念講演 (第一回研究会) 講演

「中山間地域の再生に向けて今何をすべきか」(仮題)
講師 小川全夫教授 (九州大学大学院教授)

本フォーラムは、地域のあり方について実証的学際的な検討を急ぐとともに、政策提言や意欲的な現地への支援を行なうなど、かけがえのない可能性に満ちた中山間地域の再生に向けて活動していくことを目指しています。

第一回研究会は、中山間地域の現場を数多く歩かれた小川先生から問題提起をしていただきます。

フォーラム発足にあたり、左記の日程で、設立総会および第一回研究会を開催することとし、関係の皆様の参加を呼びかけています。

17:30 懇親会 (全国町村会館にて)
4、参加費
設立総会・記念講演 無料
懇親会 5,000円

1、日時

平成18年7月1日(土)

2、会場

砂防会館本館3階・
全国水土里ネット会議室
(東京都千代田区
平河町2-7-4)
(地下鉄永田町駅4番出口)

参加の申し込みは、中山間地域フォーラム発起人会事務局
(e-mail = chusankan@yahoo.co.jp
(財団法人日本農業研究所 研究室)まで、懇親会の出欠を含めご連絡ください。

政 策

「社会保障の在り方に関する懇談会」が 報告書まとめる

「社会保障の在り方に関する懇談会」(安倍官房長官が主宰)は、5月26日、首相官邸で第18回懇談会を開催し、「今後の社会保障の在り方について」と題する報告書を取りまとめた。

報告書は、人口減少時代の社会保障財源を、消費税率引き上げを含めた税制改革で確保することなどを提言している。報告書の概要は次のとおり。

今後の社会保障の在り方 について(概要)

「社会保障の在り方に関する懇談会」報告書

〈基本的考え方〉

「自助」を基本として、「共助」が補完し、自助、共助で対応できない状況に対し、必要な生活保障を行う「公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置づける。

社会保障方式を基本とし、国民皆保険・皆年金体制を今後とも維持。

社会保障は、人口構造・家族構成、就業形態・企業福利、財政、

税制と相互に影響を与えながら存在。一体的に見直していくことが不可欠。

〈今後の在り方〉

制度を持続可能なものとしていくため、給付と負担の不断の見直しとともに、社会保障の需要そのものが縮小されるような政策努力が不可欠。

高齢者、女性、若者、障害者の就業を促進し、制度の担い手を拡大。

国民の合意を得ながら給付について不断の見直しを行いつつ、公費負担について、将来世代に先送りすることがないよう、安定的

な財源を確保すべき。消費税を含む税制全体の改革を検討していくことが重要。

(少子化対策)

少子化の進行は、今後の我が国の経済・社会全体に非常に大きな影響を及ぼす。国を挙げて少子化対策に全力で取り組むことが必要。

少子化対策は、国民のニーズや費用対効果なども踏まえつつ、家庭の子育てを地域、職場、行政など社会全体で支えていくことが必要。各種の施策を総合的に組み合わせ、定期的に政策評価を行いながら、長期的に一貫した形で推進すべき。

男女の固定的役割分担に関する意識改革や、子どもを産み育てていくことに社会全体が楽しみと喜びを見出す価値観を醸成するなど、企業や国民の意識の改革といった幅広い取組を行うべき。

財政的な制約がある中で、政策と財源を一体的に議論すべき。歳出面だけでなく、税制においても少子化対策に焦点を当て

「新公会計制度説明会 官庁会計に複式簿記を(東京都の試み)」の開催について

趣旨

官庁会計に複式簿記・発生主義会計を取り入れた東京都の新しい公会計制度を、他の自治体に広く知っていただくため、行政・地方自治体関係者等に対し、その概要説明及び学識経験者による講演を行います。

日程・場所

平成18年7月27日(木)

14:00開始(17:00頃終了予定)

東京都庁第一本庁舎5階 大会議場

対象者

行政・地方自治体関係者等

参加費：無料

プログラム

(1)基調講演

テーマ：自治体における公会計制度改革の意義

講師：東京大学大学院経済学研究科教授 岩本 康志氏

(2)東京都の新公会計制度の概要説明

「東京都の具体的業務に沿った財務会計システム処理」及び「東京都会計基準」のご紹介

説明者：東京都職員

(3)特別講演

テーマ：行政にふさわしい会計基準のあり方

講師：東京都会計基準委員会委員長 米田 正巳氏

お問合せ先

東京都出納長室会計企画課会計制度改革係

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎12階N

TEL:03-53320596

TEL:03-53320596

FAX:03-53388162

FAX:03-53388162

FAX:03-53388162

FAX:03-53388162

FAX:03-53388162

FAX:03-53388162

FAX:03-53388162

政 策

て、総合的な政策を検討することが必要。

(公的年金一元化)

公的年金一元化は、まず、被用者年金制度の一元化から始める。

共済年金の1・2階部分の保険料率を厚生年金の保険料率(18・3%上限)に統一することとされたところであり、今後とも基礎年金国庫負担割合及び被用者年金一元化に係る方針を堅持。

パート労働者などの非正規労働者への年金適用の在り方をどうするかといった課題について、検討を進める。

国民年金と被用者年金の一元化は、社会保険方式によることを基本として、今後検討すべき課題。

(その他)

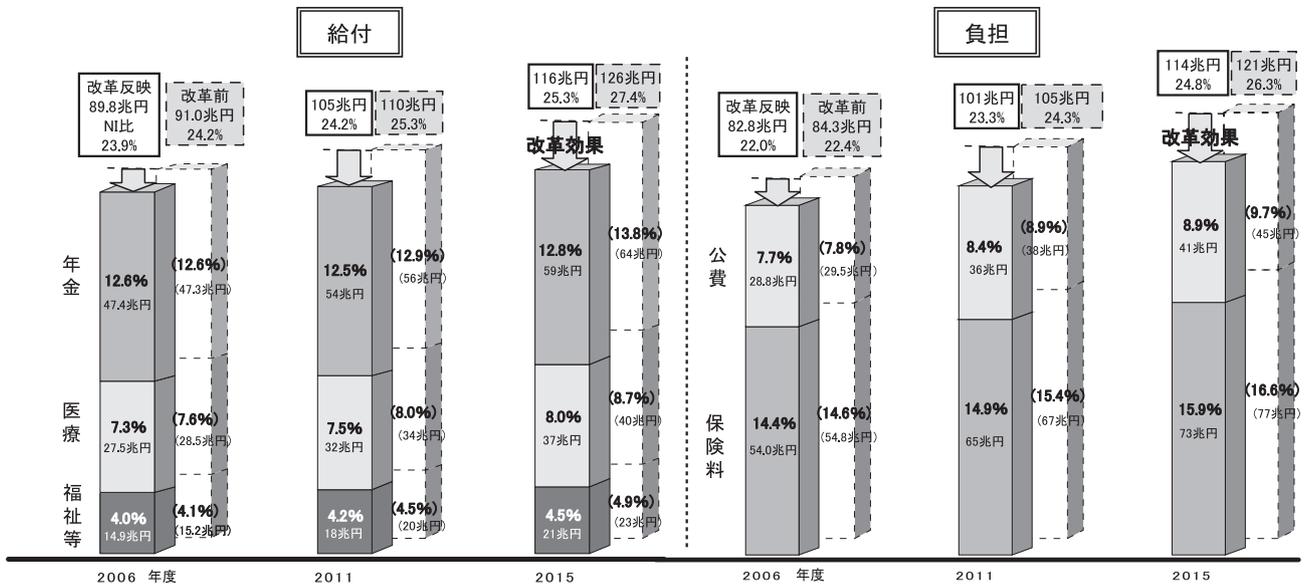
納税者番号制度、社会保障番号等の是非も検討すべき。

〈町におかれ〉

今後、社会保障制度の議論を行っていくに当たっては、国民の合意を得つつ、短期的な状況に左右されない一貫した議論を行うことが重要。

社会保障の在り方については、財源も含めて給付と負担全体として議論すべき。

社会保障の給付と負担の見通し (平成18年5月推計)



注1) 前面のグラフは、2004年年金制度改革、2005年介護保険制度改革及び2006年医療制度改革案の効果を織り込んでいる(改革反映)。背面のグラフはこれらの改革が行われなかった場合(改革前)。
 注2) 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。

ひとまず預けて、いつでも納得運用

みずほ信託銀行 0120-081506

- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

お客さまとご家族の将来に備えて

資産のボタンタッチ

を考えてみませんか?

皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。

あなたの意思を形にします 相続に関する手続きに不慣れな方へ

遺言信託 [遺心伝心] **遺産整理** [わかち愛]

*「遺言信託[遺心伝心]」「遺産整理[わかち愛]」には所定の手数料、報酬がかかります。
 *税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。

三菱UFJ信託銀行 MUFG 0120-349-250 (つなかりましたら ご利用時間 平日 土日 9:00-17:00 (祝日等を除く))

町村Navi

地域ぐるみで子どもの安全パトロール

北海道音更町

町は、学校と地域、関係機関が連携した通学路の安全パトロールや見守り活動を強化する。児童を狙った犯罪が増えていることから地域ぐるみの「巡視」を強化し、犯罪を抑止するのが狙い。

具体的には、児童の登下校時に、教職員らの車に青色回転灯や防犯ステッカーを装備し地域を巡回するほか、町内会や老人会等にも、腕章を配布し通学路に立つてもらった。

青色回転灯は町内全小中高校に計60台分、防犯ステッカーは計200枚を配布し、腕章は計1、400枚を配る。

このほか、犬の散歩をしている人たち等にも児童の見守りをしてもらう。

じゃがいも焼酎が誕生

東京都檜原村

村は、特産のじゃがいもを原料にした焼酎「HINOHARA」を村内の酒販店で販売した。

焼酎は、村の産業振興補助事業により村内の酒販店4店で構成する檜原村酒販店眞藤会が、7月に村内で収穫したじゃがいも(男爵)を買い取り、10月に北海道の酒造会社に送り、委託製造したものだ。

1本7200ミリリットル入りで1、500円(手ぬぐい付きは1、800円)。限定2、651本を販売した。村では、特産のじゃがいもに

「ひのじゃがくん」と愛称を付け、ブランド化を図っている。

「ミニニティバスの運行を開始

福井県越前町

町は6月から、「ミニニティバス」「フレンドリー号」の運行を開始した。

バスは、環状ルートを走る中型2台と、地区巡回用に小型ノンステップバス4台を用意。このほか予約制の乗り合いルートも走行する9人乗りのワゴン車2台、スクールバスとして中型バス3台があり、計4種11台で運行する。うち6台のノンステップバスでは、バリアフリーや、停車時に自動的にエンジンを切り排出ガスを抑える機能を備えている。

運賃は、1回200円で、高齢者や障害者、小中生は100円。

広報誌で町の達人を紹介

三重県大台町

町は、広報誌「広報おだい」で町内の達人を紹介するコーナー「勝手に町の達人座」を4月号から始めた。

このコーナーは、町内で伝統や文化を守りながら、その知識と経験を活かしたこだわりの名品を作り続けている人を、町企画課の担当職員が「勝手に」に認定し、シリーズで紹介するもの。達人を紹介することで、町のものづくりの力をつなげていく狙いがある。

これまで、町内唯一の鍛冶職人や、町を流れる宮川のブランド鮎の養殖に取り組む達人の苦

労話などを紹介している。

「せいか」検定を開始

京都府精華町

あなたは、まちなことをどれくらい知っていますか。町は、「広報誌「華創」で、町にまつわる話題をクイズにした「せいか検定」をスタートした。

町のことを知ることで、町に誇りと責任を持ってもらうのが狙い。

第1回目は、「精華」のいわれは 町の前身は 町の花と木は 山城国一揆の終焉の城は など7問を出題。問題の横に、解説と解答を付け、詳細に説明している。

毎号4〜7問を掲載し、2年程度で計100問を予定している。

「美しいまちなみ」で優秀賞を受賞

鳥根県津和野町

町は、国土交通省の都市景観大賞「美しいまちなみ賞」の優秀賞を受賞した。

同賞は、NPO等と行政が協働してまちなみの維持・保全等を行っている地区を表彰するもの。

受賞したエリアは、中心市街地の殿町通りや津和野城跡などの環境保全地区約2、300ヘクタール。これまで町は、1973年に環境保全条例を制定し、歴史・文化的建造物やまちなみの保全に古くから取り組んでいる。また98年には、検討委員会を設置し、河川改修・護岸整備による河川景観形成や電線類の地中化、石畳舗装など景観の維持・形成に努めている。

地域通貨ユートを創設

広島県北広島町

町は、地域経済の活性化を目的に町内で現金と同じように使える地域通貨「ユート」を創設した。

ユートは、町内の加盟店で、飲食代や理容美容代などで現金と同じように使える。1、000ユートが1、000円分で、有効期限は発行後6カ月。名前は、理想郷を意味するユートピアからとり、夢のある町をイメージした。

町では、ユート創設に伴い、町に新規定住する人の住宅建築費の一部補助などにユートを交付し定住促進も図ることにしている。

「ゴーヤでクールビズ

徳島県上板町

ゴーヤでクールビズ。町は、今夏のクールビズの取り組みとして、庁舎脇に植えたゴーヤを西日を遮るカーテンとする計画を立てた。現在、町ホームページでゴーヤの成長過程を「ゴーヤ君日記」として紹介している。

町は、昨年のウォームビズで、役場内の暖房器具を使用せず経費節減に取り組んだが、夏場はクーラーなしで乗り切ることが厳しいため、庁舎内の温度を下げる方策を模索。

そこで、ゴーヤをカーテンとすることで、西日を遮断し、入ってくる風を心地よくして少しでも冷房を入れる時間を少なくすることとした。

情 報

地域農政研修会のご案内

- 主 催 全国市町村農業農村振興対策協議会
全国町村会
- 日 時 7月20日(木)午後1時より
21日(金)正午まで
- 場 所 全国町村会館2階ホール
- 参加者 市町村長、農政担当者等
- 参加費 無料
- 申込み 各都道府県協議会事務局
(各都道府県町村会事務局等)
- 問い合わせ 全国町村会経済農林部
(電話03-3581-0485)

研 修 内 容

「中山間地域の再生に向けて今何をすべきか」

九州大学大学院教授 小川 全 夫 氏

現在、地方分権と道州制などを目途として地方行政再編が進められている。その中で国土の均衡ある発展を目指すうえでは条件不利地域として位置づけられてきた市町村に対する国の政策も見直しが図られている。これまで国による指定に基づいて特別措置としての財政措置や補助事業に依存してきた地方自治体の農政は大きく転換を余儀なくされている。

小川先生には、住民を置き去りにしない中山間地域政策を地方自治体としてどう構築すればよいかについてご講演を頂く。

「なぜ若者は農山村を目指すのか」

(社)農山漁村文化協会編集長 甲斐 良 治 氏

高度経済成長を支えた「団塊の世代」が来年から続々と定年退職を迎えはじめる。そのジュニア世代のフリーター、ニート化が問題視される一方で、大都市・大企業ではなく、農山村にまなざしを向け、農山村を「学び直し」の場とし、団塊不在の農山村をまもり抜いた祖父母世代の技と知恵に感動し、都市生活者や子どもたちに引き継ぐことを、自らの「仕事」とする若者が増えてきている。そこには、大都市・大企業が指し示すことができない「若者の未来」がある。

甲斐先生には、若者が農山村に向かう現状・背景についてご講演を頂く。

「中山間地・山古志村の再生を目指して」

旧山古志村村長・衆議院議員 長 島 忠 美 氏

平成16年10月23日午後5時56分、新潟県中部にマグニチュード6.8、震度7の大地震が襲い、死者46人、住宅損壊9万棟、避難者10万人という大災害をもたらした。美しい棚田と観賞鯉で知られる山古志村(平成17年4月に長岡市に合併)の長島村長は、絶えず襲ってくる余震の中で1,500の全村民避難を果敢に決断、実行し、国会議員となられた今日も、旧山古志村の復興に奔走されている。

旧山古志村は、地震に追い討ちをかけるかのような2年連続の豪雪に見舞われたが、この5月、ようやく山古志復興の拠点となる山古志支所が現地で活動をはじめたにこぎつけた。しかし、14集落のうち6集落は未だ避難指示が継続されたままである。

長島先生には、地震発生から今日までの状況と山古志の復興を全

講 師 等

国の中山間地域の再生のモデルにしたいという熱い想いについてご講演を頂く。

「地域にしっかり根付く『地産地消』 - “第2フェイズ”の地産地消に向けて」

筑波大学大学院教授 永 木 正 和 氏

ムラの活性化の切り札であるかのように、熱い視線が「地産地消」に注がれている。そのコンセプトやマインドは、従来の直売所とは違う。ましてやス・パ・マ・ケットやコンビニとは違う。「何が違わなければならないか」を理解したい。その上で地場消費者を引き寄せる戦略性が必要だ。地域社会にしっかり根付いた地産地消が、結果として「国産国消」になることを期待したい。

永木先生には、地域にしっかり根付く地産地消とはについてご講演を頂く。

「農林水産物輸出振興の取組みについて」

農林水産省国際部輸出促進室長 和 泉 真 理 氏

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展の中で、国産の農林水産物や食品の輸出機会が増大し、実績もここ数年伸びつつある。政府は昨年3月に、2004年から5年間で農林水産物の輸出実績を倍増させるとの輸出拡大目標を設定し、輸出ビジネスを支援している。輸出の取組みは全国に広がっているが、これを一過性のイベントに終わらせるのではなく、継続的なビジネスに発展させることが課題である。また、観光業や他の特産品、食文化PRとのタイアップなど多様な展開の可能性もある。

和泉室長には、輸出振興の取組みの現状や支援策等についてご講演を頂く。

「農地・水・環境保全向上対策について」

農林水産省農村振興局地域整備課長 高 嶺 彰 氏

農地・農業用水等の資源は、食料の安定や多面的機能の発揮に必要な社会共通資本であり、これらの資源の保全と質的向上と、農業が本来有する自然環境機能を維持・増進することが重要である。一方、高齢者・混住化の進行に伴い集落機能が低下していることから、担い手以外の農業者や地域住民等の多様な主体が参画して、資源や農村環境の保全と質的向上を図る新たな仕組みが必要である。

高嶺課長には、対策の内容、現場での実践活動のあり方についてご講演を頂く。

随 想

随

想

平家ロマンの里椎葉

宮崎県椎葉村長
椎葉 晃 充

椎葉村は、「平家ロマンの里」と言われます。それは、1185年源平最後の戦壇ノ浦の合戦に敗れた平家の武士たち、道なき道を逃げ平家の残党がようやく辿り着いたのが、山深き椎葉の里だったのです。しかし、この隠れ里も源氏の総大将頼朝に知れ、那須の与一

里にとどまったのです。そればかりか、平家の守り神である厳島神社を建てたり、農法の方法を教えるなど彼らを助け、協力し合いながら暮らしておりました。そして平清盛の末裔である鶴富姫との出会いが待っていました。

宗高が追討に向かうように命令されるのでありますが、病気のため代わって弟の大八郎宗久が追討の命を受けることになりました。椎葉に向かった大八郎、険しい道を越え、やつとこのことで隠れ住んでいた落人を発見しましたが、かつての栄華もよそにひっそりと農耕をやりながら暮らす平家一門の姿を見て、哀れに思い追討を断念。幕府には討伐を果した旨を報告しました。普通ならここで鎌倉に戻るところでしょうが、大八郎は十根川に屋敷を構え、この椎葉の

いつしか姫と大八郎にはロマンが芽生えました。民謡「ひえつき節」にもあるように姫の屋敷の山椒の木に鈴をかけ、その音を合図に二人は逢瀬を重ねます。そしていつしか大八郎はこの椎葉の里に安住する決意を固めるのであります。村中の祝福の中、鶴富姫は子どもを身ごもります。ところがそこへ幕府からの召還命令。それまで幾度となく拒んできた大八郎ですが今度はかりは逃れそうにありません。姫に名刀「天国丸」を与え「其方懐妊我覚えあり、男子ならば本国下野に差し超すべし、女

子ならば遣わずに及ばず宜しく取り計らうものなり」と涙をのんで住み慣れた山里を後にするのであります。生まれたのはかわいい女の子。姫は大八郎の面影を抱きながらいつくしみ育てました。後に婿を迎え、那須下野守と愛する人の名前を名乗らせたそうです。これが、平家落人伝説又平家ロマンの里と言われる由縁である訳です。

また本村は「民俗学発祥の地」とも言われておりますが、当時農商務省の役人として九州視察の旅にあつた柳田国男が椎葉村に足を踏み入れたのは、明治44年の夏のことでした。当時の村長中瀬淳は、7日間柳田氏と宿泊しながらつきつきりて村内を案内しました。このときのことを、後に次のように語っております。

「山の中に入って狩りの好きな村長と一緒に方々を歩いたので。その村長が話してくれた山の守の信仰、それが実に面白い。ふしぎでたまらない。これはぜひ調べてみよう。とまあ、そういうようなことが起因となってこの方に入つたわけですよ。そしてこの山里で聞き書きした狩猟儀礼の伝承をまとめ、翌年『後狩詞記』を発表し、日本民俗学の誕生を告げる記念すべき名著となったのであります。

また、作家吉川英治も椎葉に魅せられた一人と言えましよう。

『新平家物語』の中で彼は、椎葉をこの世の理想郷として描いています。そこでは敵も味方もない。富も権力も意味を持たない。戦い、憎しみあつてきた源氏と平家の間に美しい恋さえ芽生える。「人はなぜ争うのか」という問いかけを彼は椎葉で的那須大八郎と鶴富姫の物語に託しています。

『新平家物語』は桜の咲く吉野山で麻鳥と逢の夫婦が権力の空しさについて語り合う場面と終わりますが、彼はこの最後の場面を椎葉にしようと考えていたのではないかと思われまふ。それは、昭和26年に書いた「新平家雑感」の中で「最後の場面はやはり壇ノ浦ですが、よく人に聞かれることがあるが、自分の今の考えでは壇ノ浦以降、椎葉山中のような平家村の生態までを、そしてある一時代に平家文化を咲かせた人間の集団と大自然との融合までを心ゆくまで書いてみたいと思つている」と。

戦いに敗れ生き延びた人々とそれを追う源氏の一行を椎葉の大自然は迎え入れた。両者が戦つことを放棄し、互いに助け合つて生きる道を選ぶに至つたのはあまりにも厳しくそして美しいこの自然の力によるものではなかつたでしょうか。

この大自然を守り続けることが、今を生きる私たちの責務であると思ひます。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成17年人口動態統計まとめまる

厚生労働省は6月1日、平成17年の人口動態統計(概数)を取りまとめた。

調査によると、出生数106万2,604人が、死亡数108万4,012人を2万1,408人下回り、明治32年の調査開始以来、初めて自然減となった。

また、一人の女性が15〜49歳の間に産む子どもの数の平均数に当たる「合計特殊出生率」が1.25と前年より0.04低下し、過去最低を更新した。

同出生率を年齢別に見ると、39歳以下は、前年比で軒並み低下した。都道府県別では、最高が沖縄(1.71)で以下、福井(1.47)、宮崎(1.46)、福島(同)で、最低は、東京(0.98)で、以下、奈良(1.12)、京都(1.13)、北海道(同)となっている。

一方、婚姻件数は71万4,261組で前年より6,156組減少した。初婚年齢は、夫が29.8歳、妻が28.0歳で、ともに前年より0.2歳上昇した。離婚件数は26万1,929組で前年より8,875組減った。

また、死亡数を死因順位別にみると、悪性新生物(がん)が32万5,885人で第1位となっており、以下、心疾患17万3,026人、脳血管疾患13万2,799人、肺炎10万7,210人の順となっている。

平成18年版環境白書まとめまる

政府は5月30日、「平成18年版環境白書」を閣議決定した。

今年の白書のテーマは、「人口減少と環境」及び「環境問題の原点水俣病の五十年」。

白書は、人口減少やそれに伴う社会、地域の構造の変化が環境にマイナスの影響を与えるとし、地方部においては、過疎化や農業活動の低下により、地域の住民によって守られてきた里地里山の自然環境が損なわれるおそれがあることを指摘。それを次世代に引き継いでいくためには、規制的な措置よりもそれぞれの地域における積極的活用が必要だとする。

そのため、今後、退職した団塊世代の中に田舎暮らしなど自然回帰への志向が広がり、里地里山地域を維持する主役として期待できることも挙げている。

また、近年取り組みが進んでいる地産地消や地域材の活用は、二酸化炭素の削減、吸収に繋がり、持続可能な社会の推進の原動力となると期待する。

なお、政府においては、里地里山の自然環境の保全と持続可能な利用に向けた平成18年度の取り組みとして、「元気な地域づくり交付金」による環境創造型整備の推進や「上下流連携いきいき流域プロジェクト」による森林保全活動等への支援などの事業を行っていくこととしている。

平成17年度食料・農業・農村白書を公表 農林水産省

政府は6月6日の閣議で17年度「食料・農業・農村の動向」(農業白書)を了承し公表した。

本年度の白書は、少子高齢化・人口減少局面への移行や、WTO農業交渉など国内外の情勢を踏まえ、昨年決定された基本計画に基づき推進されている農政改革の初年度(平成17年度)の主要施策の取組状況と課題を整理、分析し、農政改革について国民の関心と理解が一層深まることをねらいとして作成している。

食の分野については、食の安全確保、食育、地産地消及び食料自給率の向上、フードシステムの改革、食と農の連携等にかかわる施策等に基づく取組が、国、地方公共団体、関係者等により推進されており、取組の気運の高まりや実績が得られつつあるとしている。

農業分野については、「品目横断的経営安定対策」の導入、認定農業者や集落営農等担い手の育成・確保、戦略的な農産物輸出等の動きについて記述している。

農村分野については、地域振興策としての「農地・水・環境保全向上対策」の導入に向けた取組、都市と農村の交流活動やグリーン・ツーリズム等共生・対流の取組、地域の関連産業の連携の取組、バイオマスの総合的な利活用の取組等の動きに重点をおいて記述している。



夏の、めでタイ大当たり!

1等前後賞合わせて

サマージャンボ3億円

1等2億円 前後賞各5千万円 2等1億円

2006年市町村振興宝くじ **7/13 (木) 発売** 発売期間: 7/13 (木) ~ 8/1 (火)
抽せん日: 8/11 (金)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財)全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議長会/全国町村議会議長会